い、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二　特定都市再生緊急整備地域内において施行される認定事業であること。

附則第十一条第十八項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、「都市再生特別措置法第二十五条に規定する」を削り、「施行される土地の区域内」を「事業区域内」に改め、「当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」を削り、同条第十九項及び第二十項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同条第二十三項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同条第二十四項中「附則第十五条第二十一項及び第四十五項」を「附則第十五条第二十項及び第四十四項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第二十六項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第二十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に改め、同条第二十八項から第三十項までの規定中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同条第三十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同条第三十二項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同条第三十三項及び第三十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同条第三十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十六項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第三十九項から第四十一項までの規定中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第四十四項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第四十五項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同条に次の五項を加える。

47　法附則第十五条第四十五項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二　工具　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三　器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

48　法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）について同条第四十五項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

49　法附則第十五条第四十五項に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものは、雇用者給与等支給額（同項に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）の引上げの方針（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日の属する事業年度（令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・五以上とする旨のものに限る。）とする。

50　法附則第十五条第四十六項に規定する土地で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　次項に規定する設備の用に供する土地で総務省令で定めるもの

二　法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車（次項において「電気自動車」という。）が次項に規定する設備による充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるもの

51　法附則第十五条第四十六項に規定する償却資産で政令で定めるものは、電気自動車の充電のために必要な設備であつて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得されたもの又は同日前に令和四年度の一般会計補正予算（第2号）若しくは令和五年度の当初予算により交付される補助金を受けて取得されたもので総務省令で定めるものとする。

附則第十二条第一項第十二号中「百八十平方メートル」を「百六十平方メートル」に改め、同条中第四十九項を第五十二項とし、第四十八項を第五十一項とし、第四十七項を第五十項とし、第四十六項の次に次の三項を加える。

47　法附則第十五条の九の三第一項に規定する政令で定める専有部分は、居住用専有部分とする。

48　法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものは、これらのマンションのうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ　法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事より前にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものが行われたことがあること。

ロ　当該マンションに係る建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分の数が十以上であること。

二　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション　当該助言又は指導がマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるもの（以下このイにおいて「特定計画」という。）に係るものであり、かつ、当該助言又は指導を受けた日以後に、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合する当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が作成され、又は当該基準に適合するように当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が変更されたこと。

ロ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション　当該マンションに係る資金計画のうちマンションの修繕に係る部分として総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「特定部分」という。）が、令和三年九月一日から令和四年三月三十一日までの間にマンションの修繕を確実に遂行するため適切なものとして国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合することとなつたこと、又は同年四月一日以後に同法第五条の四第二号に掲げる基準（特定部分に係る部分に限る。）に適合することとなつたこと。

49　法附則第十五条の九の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分　当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この号及び次号において同じ。）の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の